

# 令和8年大府市消防本部訓令一覧

公表日 令和8年3月30日

- 第 1号 大府市消防機関警防規程の一部改正
- 第 2号 大府市消防機械器具管理規程の一部改正
- 第 3号 大府市消防通信規程の一部改正
- 第 4号 大府市救助業務に関する規程の一部改正

大府市消防本部訓令第1号

大府市消防機関警防規程（平成13年大府市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市消防長 近藤真一

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）、消防法（昭和23年法律第186号）その他消防活動に関する法令に基づき、火災、人命救助を要する災害及びその他の災害（以下「災害」という。）並びにそれらが発生するおそれのある事象（以下「火災等」という。）を警戒し、鎮圧し、又は防除するために必要な事項を定め、消防本部、消防署及び消防団がその機能を十分に発揮し、火災等による人命、身体及び財産の被害を軽減することを目的とする。</p> <p>(届出に伴う措置)</p> <p>第45条 署長は、大府市火災予防条例（昭和45年大府市条例第91号。以下「条例」という。）<u>第44条第15号及び第45条第1項各号</u>に掲げる届出を受理したときは、速やかにその内容を通信指令担当者に通報するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第14条―第16条関係）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）、消防法（昭和23年法律第186号。<u>以下「法」という。</u>）その他消防活動に関する法令に基づき、火災、人命救助を要する災害及びその他の災害（以下「災害」という。）並びにそれらが発生するおそれのある事象（以下「火災等」という。）を警戒し、鎮圧し、又は防除するために必要な事項を定め、消防本部、消防署及び消防団がその機能を十分に発揮し、火災等による人命、身体及び財産の被害を軽減することを目的とする。</p> <p>(届出に伴う措置)</p> <p>第45条 署長は、大府市火災予防条例（昭和45年大府市条例第91号。以下「条例」という。）<u>第44条第14号及び第45条各号</u>に掲げる届出を受理したときは、速やかにその内容を通信指令担当者に通報するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第14条―第16条関係）</p>

改正後				改正前			
火災出動種別消防部隊数（消防署管内）				火災出動種別消防部隊数（消防署管内）			
火災出動 種別	出動区分			火災出動 種別	出動区分		
	第1次出動	第2次出動	第3次出動		第1次出動	第2次出動	第3次出動
略	略	略	略	略	略	略	略
中高層建 物火災 <u>（3階以 上）</u>	ポンプ車（大3） タンク車（大5） 又は化学車（大7） タンク車（大6） <u>はしご車（大32）</u> 救助工作車（大41） 指揮車（大51） 消防団2分団			中高層建 物火災 <u>（3～5 階）</u>	ポンプ車（大3） タンク車（大5） 又は化学車（大7） タンク車（大6） <u>屈折はしご車（大 31）</u> 救助工作車（大41） 指揮車（大51） 消防団2分団		
				<u>高層建物 火災 （6階以 上）</u>	<u>ポンプ車（大3）</u> <u>タンク車（大5）</u> <u>又は化学車（大7）</u> <u>タンク車（大6）</u> <u>はしご車（大32）</u> <u>救助工作車（大41）</u>		

改正後				改正前			
					指揮車 (大51)		
					消防団 2 分団		
備考 略				備考 略			
別表第 1 の 2 (第14条—第16条関係)				別表第 1 の 2 (第14条—第16条関係)			
火災出動種別消防部隊数 (消防署共長出張所管内)				火災出動種別消防部隊数 (消防署共長出張所管内)			
火災出動 種別	出動区分			火災出動 種別	出動区分		
	第 1 次出動	第 2 次出動	第 3 次出動		第 1 次出動	第 2 次出動	第 3 次出動
略	略	略	略	略	略	略	略
中高層建 物火災 <u>(3階以 上)</u>	ポンプ車 (大 4) タンク車 (大 5) 又は化学車 (大 7) タンク車 (大 6) <u>はしご車 (大32)</u> 救助工作車 (大41) 指揮車 (大51) 消防団 2 分団			中高層建 物火災 <u>(3～5 階)</u>	ポンプ車 (大 4) タンク車 (大 5) 又は化学車 (大 7) タンク車 (大 6) <u>屈折はしご車 (大 31)</u> 救助工作車 (大41) 指揮車 (大51) 消防団 2 分団		
				<u>高層建物</u>	<u>ポンプ車 (大 4)</u>		

改正後				改正前			
				火災 (6階以上)	タンク車(大5) 又は化学車(大7) タンク車(大6) はしご車(大32) 救助工作車(大41) 指揮車(大51) 消防団2分団		

備考 略

別表第2 (第14条—第16条関係)

救急出動種別出動消防部隊数 (消防署管内)

救急出動 種別	出動区分		
	第1次出動	第2次出動	第3次出動
略	略	略	略
略	略	略	
上記 種別 に伴 う支	略	略	
	集 団 災	略	救急車(共長)

備考 略

別表第2 (第14条—第16条関係)

救急出動種別出動消防部隊数 (消防署管内)

救急出動 種別	出動区分		
	第1次出動	第2次出動	第3次出動
略	略	略	略
略	略	略	
上記 種別 に伴 う支	略	略	
	集 団 災	略	救急車(本署)

改正後				
援出	害			
動	支			
	援			

別表第2の2（第14条—第16条関係）

救急出動種別出動消防部隊数（消防署共長出張所管内）

救急出動 種別	出動区分		
	第1次出動	第2次出動	第3次出動
普通救急	略	救急車（共長）	略
複数救急	救急車（共長）	略	
	救急車（共長）		
上記 種別 に伴 う支 援出 動		略	
	集	ポンプ車（大4）	略
	団	救助工作車（大41）	
	災	指揮車（大51）	
	害	救急車（本署）	
	支	救急車（共長）	
援	救急車（共長）		

別表第3（第14条—第16条関係）

救助出動種別出動消防部隊数（消防署管内）

改正前				
援出	害			
動	支			
	援			

別表第2の2（第14条—第16条関係）

救急出動種別出動消防部隊数（消防署共長出張所管内）

救急出動 種別	出動区分		
	第1次出動	第2次出動	第3次出動
普通救急	略	救急車（本署）	略
複数救急	救急車（共長）	略	
	救急車（本署）		
上記 種別 に伴 う支 援出 動		略	
	集	ポンプ車（大4）	略
	団	救助工作車（大41）	
	災	指揮車（大51）	
	害	救急車（本署）	
	支	救急車（本署）	
援	救急車（共長）		

別表第3（第14条—第16条関係）

救助出動種別出動消防部隊数（消防署管内）

改正後				改正前					
救助出動		出動区分			救助出動		出動区分		
種別		第1次出動	第2次出動	第3次出動	種別		第1次出動	第2次出動	第3次出動
				略					略
上記 種別 に伴 う支 援出 動	略	略	略		上記 種別 に伴 う支 援出 動	略	略	略	
	略	略	略			略	略	略	
	集 団 災 害 支 援	略	救急車(共長)			略	略	救急車(本署)	

別表第3の2 (第14条—第16条関係)

救助出動種別出動消防部隊数 (消防署共長出張所管内)

救助出動		出動区分		
種別		第1次出動	第2次出動	第3次出動
				略
上記 種別 に伴	略	略	略	
	略	略	略	
	集	タンク車(大6)	略	

別表第3の2 (第14条—第16条関係)

救助出動種別出動消防部隊数 (消防署共長出張所管内)

救助出動		出動区分		
種別		第1次出動	第2次出動	第3次出動
				略
上記 種別 に伴	略	略	略	
	略	略	略	
	集	タンク車(大6)	略	

改正後					改正前				
う支	団	救助工作車(大41)			う支	団	救助工作車(大41)		
援出	災	指揮車(大51)			援出	災	指揮車(大51)		
動	害	救急車(本署)			動	害	救急車(本署)		
	支	救急車(共長)				支	救急車(本署)		
	援	救急車(共長)				援	救急車(共長)		

第5号様式中「囿」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市消防本部訓令第2号

大府市消防機械器具管理規程（昭和45年大府市消防本部規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市消防長 近藤 真一

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期自主点検表)</p> <p>第6条 使用責任者は、消防車両のうち次に掲げる車両に定期自主点検表（第3号様式）を備え付け、車両責任者に毎日必要事項を点検し記載させなければならない。</p> <p><u>(1)～(5)</u> 略</p>	<p>(定期自主点検表)</p> <p>第6条 使用責任者は、消防車両のうち次に掲げる車両に定期自主点検表（第3号様式）を備え付け、車両責任者に毎日必要事項を点検し記載させなければならない。</p> <p><u>(1) 屈折はしご車</u></p> <p><u>(2)～(6)</u> 略</p>

第3号様式その1を削り、同様式その2を同様式その1とし、同様式その3からその6までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市消防本部訓令第3号

大府市消防通信規程（平成17年大府市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市消防長 近藤 真一

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第4（第8条、第9条関係）				別表第4（第8条、第9条関係）					
1 活動波、主運用波、統制波（消防本部系）				1 活動波、主運用波、統制波（消防本部系）					
無線局の種類	設置場所（出力）	呼出名称	一括呼出の 応答順位	無線局の種類	設置場所（出力）	呼出名称	一括呼出の 応答順位		
略	略	略		略	略	略			
陸上移動局	略	略		陸上移動局	略	略			
	略				略				
	消防署	救急車（10W）	きゅうきゅうおお ぶ 3		16	消防署	救急車（10W）	きゅうきゅうおお ぶ 3	16
		救急車（10W）	きゅうきゅうおお		<u>17</u>		救急車（10W）	<u>きゅうきゅうおお</u> <u>ぶ 4</u>	<u>17</u>
	救急車（10W）	きゅうきゅうおお	<u>17</u>		救急車（10W）	きゅうきゅうおお	<u>18</u>		

改正後				改正前			
		ぶ 5				ぶ 5	
消 防 署 共 長 出 張 所	ポンプ車 (10W)	おおぶ 4	<u>27</u>	ポンプ車 (10W)	おおぶ 4	<u>29</u>	
	タンク車 (10W)	おおぶ 6	<u>28</u>	タンク車 (10W)	おおぶ 6	<u>30</u>	
	水槽車 (10W)	おおぶ 8	<u>29</u>	水槽車 (10W)	おおぶ 8	<u>31</u>	
				屈折はしご車 (10W)	おおぶ 31	<u>32</u>	
	機材車 (10W)	おおぶ 72	<u>30</u>	機材車 (10W)	おおぶ 72	<u>33</u>	
	救急車 (10W)	きゅうきゅうおお ぶ 2	<u>31</u>	救急車 (10W)	きゅうきゅうおお ぶ 2	<u>34</u>	
	救急車 (10W)	きゅうきゅうおお ぶ 4	<u>32</u>				
略	略	略	略	略	略	略	
消防署 (5W)	おおぶ 101	<u>18</u>	消防署 (5W)	おおぶ 101	<u>19</u>		
	おおぶ 103	<u>19</u>	おおぶ 103	<u>20</u>			
	おおぶ 105	<u>20</u>	おおぶ 105	<u>21</u>			
	おおぶ 107	<u>21</u>	おおぶ 107	<u>22</u>			
	おおぶ 110	<u>22</u>	おおぶ 110	<u>23</u>			
	おおぶ 111	<u>23</u>	おおぶ 111	<u>24</u>			
	おおぶ 113	<u>24</u>	おおぶ 113	<u>25</u>			

改正後				改正前			
		おおぶ 115	<u>25</u>			おおぶ <u>114</u>	<u>26</u>
						おおぶ 115	<u>27</u>
	消防署 (10W)	おおぶ 301	<u>26</u>	消防署 (10W)	おおぶ 301	<u>28</u>	
	消防署共長出張所 (5W)	おおぶ 102	<u>33</u>	消防署共長出張所 (5W)	おおぶ 102	<u>35</u>	
		おおぶ 104	<u>34</u>		おおぶ 104	<u>36</u>	
		おおぶ 106	<u>35</u>		おおぶ 106	<u>37</u>	
		おおぶ 108	<u>36</u>		おおぶ 108	<u>38</u>	
		おおぶ 112	<u>37</u>		おおぶ 112	<u>39</u>	
		おおぶ <u>114</u>	<u>38</u>				
備考 略 2・3 略				備考 略 2・3 略			

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

大府市消防本部訓令第4号

大府市救助業務に関する規程（平成19年大府市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市消防長 近藤真一

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

分類	品名
一般救助用器具	かぎ付はしご 三連はしご 金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング又は救助用縛帯 <sup>ほく</sup> 平担架 ロープ カラビナ 滑車
重量物排除用器具①	油圧ジャッキ 油圧スプレッダー 可搬ウィンチ ワイヤロープ マンホール救助器具
切断用器具①	油圧切断機 エンジンカッター ガス溶断器 チェーンソー 鉄線カッター

破壊用器具①	万能斧 <sup>おの</sup> ハンマー 携帯用コンクリート破壊器具
検知・測定用器具	可燃性ガス測定器 酸素濃度測定器
呼吸保護用器具①	空気呼吸器（予備ボンベを含む。）
隊員保護用器具①	革手袋 耐電手袋 安全帯 防塵メガネ <sup>じん</sup> 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服（陽圧式化学防護服を除く。） 陽圧式化学防護服
検索用器具	簡易画像探索機
水難救助用器具	潜水器具一式 流水救助器具一式
山岳救助用器具	登山器具一式 バスケット担架
その他の救助用器具①	投光器一式 携帯投光器 携帯拡声器 携帯無線機 応急処置用セット 車両移動器具 その他の携帯救助工具
重量物排除用器具②	マット型空気ジャッキ一式 大型油圧スプレッダー 救助用支柱器具

切断用器具②	空気 <sup>のこぎり</sup> 鋸 大型油圧切断機 空気切断機
破壊用器具②	削岩機 ハンマドリル
呼吸保護用器具②	酸素呼吸器（予備ボンベを含む。） 簡易呼吸器 防塵マスク 送排風機
隊員保護用器具②	耐電衣 耐電ズボン 耐電長靴 特殊ヘルメット
その他の救助用器具②	発電機
高度救助用器具	熱画像直視装置

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。